



平成 20 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 ファーマライズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大野 利美知
(J A S D A Q ・ コード番号 2796)
問合せ先 常務取締役 経営企画室長
兼 経理部長
村上 典夫
(TEL. 03-3362-7130)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 10 日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は、総務部と関係の上、コンプライアンス状況を監査する。

これら活動は定期的にと取締役会および監査役会に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

稟議規程および文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。

取締役および監査役は、稟議規程および文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うもの

とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は内部統制室が行い、店舗・研究所にあっては統括本部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの事業に関して責任を負う部門の長および担当取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社内部統制室長はこれらを横断的に推進し、管理する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

内部統制室のもとに各部門は、金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

以上